



料金後納

ゆうメール

【差出人】 ADD
【運付先】 SPS Support 内 ADD
〒422-8005 静岡県駿河区池田 220-1

資産価値を上げるマンション管理会社



NEWS LETTER

vol.45

2023 Nov

相続登記の申請義務化

その土地や建物売れないかも？

まんがでわかる相続登記の申請

親父の3回忌が
やっと終わったよ

あれからもう
そんなになつん
だね～

ジローさんの友人
まるおさん

マンションオーナーの
ジローさん

大阪の実家、
誰も管理できないし
売ろうと思ってる
んだ

さみしいけど、
誰も住んでない
家は老朽化が進む
のが早いという
もんね

兄も妹も
僕の好きにしてい
って言うてるんだ

ジローくん
いい不動産屋
知らないかな？

父 母

兄 弟 妹

海外赴任中

北海道へ
嫁いでいる

東京で家族と暮らしている

いいとこ
知ってるよ～
アドミニって
いうんだ

あら！
いいことを
言いますね！

まずは、
相続登記の申請が
済んでいるか確認を！

税理士の
みい先生

**相続登記
の申請**

**令和6年4月1日から、
相続登記の申請が義務化
されます。**

登記簿に正しい所有者が
反映されてないと
土地や建物を売ったり
有効活用したりすることに
支障がでることがあります

そんなお困りごとをマルっと解決！

アドミニでは、
相続登記から不動産の売買、
有効活用まで丸ごと解決
いたします！

もっとくわしく
教えてみい先生

詳しくは裏面へ

相続登記の申請が義務化

現在は、相続登記には義務がありません。義務がないため、すぐに相続登記をしないケースが多く、長い期間を経て土地の所有者がわからなくなり、取引（売買等）もできず、再開発、公共事業の支障となっています。そういった背景から相続登記の義務化が施行されることになりました。



令和6年4月1日 開始（施行）されます

POINT

- ✓ 法改正により今後相続登記が義務化される
- ✓ 過去の相続も義務化の対象（遡及適用）
- ✓ 怠ると10万円以下の過料の可能性

相続登記が義務化

相続登記が義務化されると、土地所有者が亡くなった際に亡くなった方の配偶者や子供といった相続人は、取得を知ってから3年以内に相続登記することが必要になります。

この義務化により、令和6年4月1日から3年以内に相続登記することが必要になります。

法改正施行日前の相続にも適用

施行日前に相続の開始があった場合についても適用されます。3年の期限がスタートするのは、「相続のとき」ではなく、「相続の開始と所有権の取得を知ったとき」と定められるため、令和9年4月1日までに相続登記をしなければなりません。

相続登記していない方に適用される期限

	期 限
改正法の施行日（令和6年4月1日） 以前 に 相続の開始及び所有権の取得を知っていた場合	改正法の施行日である令和6年4月1日から 3年以内（＝令和9年4月1日まで）
改正法の施行日（令和6年4月1日） 以後 に 相続の開始及び所有権の取得を知った場合	相続の開始及び所有権の取得を知ったときから 3年以内

怠ると10万円以下の 過料の可能性

相続登記を正当な理由なく怠れば10万円以下の過料が科される可能性があります。

こんにちは

株式会社アドミニと申します。

株式会社アドミニは、入居率98%超を誇る1988年創業のマンション管理会社です。税務に強い当社だからこそできる知識と経験でマンションオーナー様の大切な資産をお守りいたします。この『NEWS LETTER』では、オーナー様にとって、有益な最新情報を提供してまいります。相続や節税、空室対策、売買など不動産物件に関することでお困りのことがございましたら、ぜひお気軽にご相談ください。



株式会社アドミニ

<https://www.admini.co.jp/>

〒541-0053 大阪市中央区本町2-2-5 本町第2ビル4階
Tel.06-6271-1500（代表）

代表取締役 影山 真由美

事業内容

賃貸および分譲マンション管理業務／不動産仲介売買／建築設計監理、企画、立案、工事管理／長期修繕計画の策定と修繕工事のコーディネート、リフォーム／クリニックの設計・施工／エネルギーマネジメント事業

取得資格

宅地建物取引士／1級建築士／2級建築士／管理業務主任者／建築物環境衛生管理技術者／個人情報取扱主任者／不動産コンサルティング／AFP



お問い合わせ・ご相談ごとなど

担当者直通

090-5052-0039

担当：竹林